

業務部速報

No. 105

発行 12. 5. 22

JR東労組 業務部

「グループ会社と一体となった業務体制のさらなる推進」に関する 申19号 「組合案」実現を求める申し入れ 第3回交渉①

【第13項】各支社・車両センターの業務分担の実情や世代交代による年齢断層等を踏まえ、各支社での議論のもと、画一的な基準にもとづく委託はおこなわないこと。

組合の主張

職場ごとに業務分担や年齢構成も異なる。一律に一括委託とはならない。職場実態に基づいて、地方での具体的な議論が必要だ！

会社の回答

この施策の目的は、エルダールの雇用の場の確保であり、一括で委託するのが基本的な考え方だ。ただし、各支社・地方でそれぞれ特情があり、必ずしも一律にならない所があるのは認識している。具体的な議論は、支社・地本間で行う。

職場実態を踏まえ、必ずしも一律に委託にならないこと、また地方で議論することを確認！

【第14項】今後10年間の新系列車両導入計画を明らかにすると共に、導入予定箇所の交番検査は委託しないこと。

すでに交番検査が外注化されている区所に、新系列車両を導入する場合はどうなるのか？

5年後を見据え、新系列になるのがわかっている場合は委託しない。新潟や長野は、目安として概ね5年の中で新系列になる計画だ。すでに委託に出しているものは、すぐに戻すとはならないが、詳細は地方で議論する。

新系列の導入計画を見据え手戻りの場合は委託しないこと、詳細は地方で議論することを確認！

【第15項】技術継承に必要な一定のフィールドを拡大するため、仕業検査を一支社・一車両センター等に残し、機動班および駅派出所を加えた車両センター体制を確立すること。

技術継承をする上で、仕業検査は最低限一支社一車両センター等に残すべき！異常時に即対応する機動班・駅派出所も残すべきだ！

機能保全・技術管理・検修当直は本体に残し、エルダールの技術を活かせる仕業検査などは委託する。ライフサイクルを通じて技術継承は可能だ。機動班の一部は技術管理に残る。駅派出所は業務の量・質を見て一定箇所は残すが、それ以外は委託する。

私たちは職場の声やお客さまニーズを踏まえ要求している！再検討を求める！！

その2に続く